

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公開番号】特開2012-145222(P2012-145222A)

【公開日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-030

【出願番号】特願2012-237(P2012-237)

【国際特許分類】

F 16 D 13/64 (2006.01)

【F I】

F 16 D 13/64 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両のエンジンとトランスミッションの間の選択的な連結を有効にするクラッチ装置に使用されるクラッチディスクであって、

エンジンに連結可能な第1捩りディスク(2)と、

該捩りディスク(2)に強固に連結される第2保持ディスク(3)と、

車両トランスミッションに連結可能なハブ(6)と、

中央貫通孔を有し、前記中央貫通孔に前記ハブ(6)の外周の突起(61)と係合し前記突起(61)より広い領域の凹部(41)が形成されたフランジ(4)と、

前記フランジ(4)は、第1捩り振動減衰装置を形成する少なくとも1つの減衰弾性要素(5)により前記第1と第2のディスク(2,3)に連結されるとともに、第2捩り振動減衰装置(7)により前記ハブ(6)に連結されたクラッチディスクにおいて、

前記第2捩り振動減衰装置(7)は少なくとも2つの前減衰弾性要素(70)と少なくとも1つの自己芯出しリング(8)とからなり、

前記自己芯出しリング(8)は、中央の貫通孔(81)の周縁に形成した凹部(82)が前記ハブ(6)の外周の突起(61)と係合して前記ハブ(6)に接続され、一側で前記フランジ(4)と接触し、他側で前記第1捩りディスク(2)と接触し、

前記前減衰弾性要素(70)は、前記フランジに形成された貫通穴からなる第1空間(40)に配置されるとともに前記自己芯出しリング(8)に前記第1空間と一致するよう形成された凹部からなる第2空間(80)に配置された前減衰螺旋スプリングの形態であり、

前記自己芯出しリング(8)は、前記フランジと前記第2保持ディスク(3)の間に配置された弾性要素(71)により前記第1捩りディスク(2)の方向に付勢されていることを特徴とするクラッチディスク。

【請求項2】

前記前減衰螺旋スプリング(70)は、前記クラッチディスクの駆動軸の直交面の半周が前記フランジの第1空間(40)の壁と接触し、他の半周が前記自己芯出しハブ要素(8)の空間(80)の壁と接触していることを特徴とする請求項1に記載のディスク。

【請求項3】

前記自己芯出しリング(8)は、裁頭円錐形を有する請求項1又は2に記載のディスク

。

【請求項 4】

前記自己芯出しリング(8)は、お互いに90度だけずれて配置された4つの第2空間(80)を含み、その180度だけずれた2つの空間(80)は第1長さ寸法と異なる第2長さ寸法を有する請求項1から3のいずれかに記載のディスク。

【請求項 5】

前記前減衰弾性要素(70)は、前記第2空間(80)に配置された4つの前減衰スプリング(70)からなることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載のディスク。

【請求項 6】

前記捩りディスク(2)は前記自己芯出しリング(8)と協働する裁頭円錐形状領域(20)を有し、前記リング(8)は前記弾性要素(71)により前記領域(20)に対して付勢されている請求項1から5のいずれかに記載のディスク。

【請求項 7】

前記減衰弾性要素(5)は、お互いに90度だけずれて配置された螺旋スプリングの形態の4つの減衰弾性要素(5)からなることを特徴とする請求項1から6のいずれかに記載のディスク。